

瀬戸内市立国府小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

いじめに関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> いじめについては、どの学年、どのクラスでも起こりうることで捉え、日頃の児童の様子を見取りや教育相談などを行うことで未然防止や早期発見に努めている。コミュニケーションの不足や感情のコントロールの難しさが要因となる児童間のトラブルが見られる。 また、オンラインゲームやLINE、FacebookといったSNSの普及により、ネットによるトラブルが増える傾向にある。保護者やPTAとの情報交換や連携を図ったり、ネットモラルに関する授業を行ったりすることを通して早期発見や未然防止に努めていきたいと考えている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
<p>【いじめの定義】 いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット(以下「ネット」)を通じて行われるものを含む。)であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめは自己肯定感、他者肯定感を高めることが重要であると考え、学級での居場所づくりを基本とし、授業中での生徒指導を進め、いじめの防止に努める。また、いじめ防止に向けた活動を「点」から「線」へと年間を通してつなげていく。そのために職員会議でそれぞれの取組の意義の共通理解を図る。 いじめの早期発見に向けて、今まで行ってきた年3回のいじめ実態把握アンケートと教育相談を大切にすると共に、毎日の一人一台端末による心の健康観察の実施や児童との遊び、会話を大切にす学校づくりに努める。 いじめ問題が発生した場合、いじめ対策委員会を開き、学校全体で解決に向けての取組を実行する。重大事態が発生した場合は、校外メンバーも参加し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。 <重点となる取組> 安心・安全な居場所のある学級・学校作りや授業中の生徒指導を行い、いじめに向かわない児童を育てる。 委員会や係・当番活動、異学年交流などを充実させ、他者の役に立った、認められたという自己有用感を育むと共に他者への思いやりの心を育む。 児童主体の活動を中心に、いじめ問題に関するそれぞれの取組が点で終わらず、線としてつなげられるよう、職員会議や職員連絡会(晩会)を通して、教職員の意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について、保護者の理解と協力を得る。また、ホームページにもアップすることで保護者や地域の理解を得るようにする。 学校支援地域ボランティアの協力を得て、児童の見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のため、参観授業と学級懇談会で話題にあげる。 	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">い じ め 対 策 委 員 会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 複数による状況の見立てを行い、可能な範囲で心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応することにより、より効果的ないじめ問題の解決を図る。 <p><対策委員会の開催時期> 必要に応じて随時開催</p> <p><対策委員会の内容の教職員への伝達> 直後の職員会議で全教職員に通知。緊急の場合は臨時の晩会等で伝達</p> <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> 校外 学校運営協議会員、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー) 校内 校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・教育相談 人権担当・学年主任・学級担任等関係職員 <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">全 教 職 員</p>	<p><連携機関名> 瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会</p> <p><連携の内容> いじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整</p> <p><学校側の窓口> ・教頭</p> <p><連携機関名> ・子育て支援課 ・岡山中央児童相談所</p> <p><連携の内容> 見守り児童の定期的報告</p> <p><学校側の窓口> ・教頭</p>

学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの未然防止	<p>いじめ防止につながる発達支持的生徒指導</p> <p>(すべての児童にとって安全で安心な学校づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童一人一人が、互いの個性や多様性を認め合い、一人一人が大切にされているという自己存在感の感じられる学校風土を醸成する。他者の人格や人権をおとしめる行為には毅然とした指導を行う。 (自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権感覚の育成) 授業では、様々な異なる意見を出し合い、互いの違いを認め、学び合える人間関係づくりを行う。 互いを思いやり、生命を大切にす態度や自他の人権を尊重する意識を育成するため、児童の実態に合わせて題材や資料等の内容を工夫しながら道徳教育や人権教育の充実を努める。また、人権に関わる学習や道徳の授業を参観日を利用して全学年実施し、保護者への啓発を図る。 (自己信頼感・自己肯定感の育成) 日頃の授業や係・当番、班活動などを通して、誰もが活躍できる機会や場を設定し、自己有用感や充実感が感じられる学級づくりを行う。 異学年交流を充実させ、主体的に取り組む共同の活動を通して、他者から認められ、役に立っていると実感できる取組を進める。 (児童の適切な援助希望を受け止める相談体制) 各学級では、困ったり悩んだりしたときに、悩みや弱音を受け止めたり人に頼ったりすることができる雰囲気をつくり、個々の悩みをしっかりと受け止める。 SCが来校する木曜日の昼休みに、ここにこタイムを設定し、誰もが気軽に相談できるようにする。教育相談担当が中心となって、児童とスクールカウンセラーをつなげ、心理的な不安を抱える児童の支援を行う。 <p>いじめの未然防止教育</p> <p>(教職員の指導力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員へいじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、いじめ問題に関する取組が年間を通して行えるよう啓発していく。また、重大事態が発生した場合の対応についての研修やいじめ防止に役立つ道徳研修を行う。 年1回、1学期中に学級づくりやいじめ防止についての職員研修を行う。 <p>(児童への未然防止教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳科や学級活動等の時間で、①いじめる心理から考える②いじめの構造から考える③いじめを法律的な視点から考えるという三つの視点に留意した取組を行う。 自殺予防教育として、体育科の保健や学級活動などの時間で、ストレスの対処の仕方、SOSの出し方・受け止め方・つなぎ方について、理解を深める学習を行う。 <p>(児童の主体的な参加による活動の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめについて考える週間にいじめ防止についての取組を全校で行い、人権意識の高揚を図る。 <p>(ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめを防止するために、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。また、専門的な知識を持った業者や岡山県青少年サポートセンターの協力なども得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法についての学習を行う。
②	早期発見	<p>いじめの早期発見</p> <p>(いじめに気づくための取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃から、教職員が児童と会話をしたり遊んだりして、積極的に関わることで、児童のささいな変化にも気づくよう努める。 生徒指導に関する内容を生徒指導情報共有メモに記録し、毎週金曜日の晩会で教職員間で情報を共有できる場を確保する。また、参加できない教職員には紙媒体で情報共有を図る。 毎月末に生徒指導連絡会を実施する。 児童の実態把握のアンケートを学期ごとに実施し、それに合わせて教育相談を行うことで、児童の生活の様子や人間関係を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。また、その結果を学年団や校内で共有し、気になる児童を見守ったり適切に介入したりする。 学校の相談窓口、市教育委員会内のいじめ相談窓口、県青少年総合相談センターや教育相談室などに設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口、法務局の相談窓口等について、児童や保護者に対する周知や広報を継続して行う。(いじめ防止基本方針のホームページへのアップやPTA総会での配付) 学校の相談窓口・・・担任、生徒指導・教育相談・人権担当
③	いじめへの対応	<p>いじめへの対応</p> <p>(いじめへの組織的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 いじめの把握後、速やかに校内メンバーでケース会議を行い、解決を図る。深刻化・重大化が懸念されるいじめは校外メンバーも入れて問題の解決を図り、速やかに関係諸機関に連絡をして対応する。 情報の整理・管理およびケース会議の記録の作成と保管を行う。 <p>(基本の対応)</p> <p>以下の対応を基本とし、年度初めに教職員で共通理解を行う。</p> <p>① いじめの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、児童から経緯を丁寧に聴き取り、速やかにいじめの事実の有無を行う。その際、じっくり時間を掛ける必要があるため、補習体制を整える。 アンケートで児童が「いじめを受けている」を見たことがあるに○を付けていた場合は必ず、担任が確認する。アンケートと確認した内容はファイルで綴じて保管しておく。 保護者から連絡があった場合は、電話ではなく必ず保護者へ行って事情を聞く。場合によっては複数で聞きに行く。 いじめの相談や発見、通報を受けた教職員は、速やかに学年主任、生徒指導担当、管理職に報告し、組織的に対応できるようにする。 <p>② いじめられた児童とその保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者のニーズを聞き、同意を得ながら対応・支援を行う。 <p>③ いじめた児童への指導とその保護者への助言、関係修復</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、組織的に対応していじめを止めさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。 いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考え、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。その際、加害者の成長支援の視点に立ち、加害者本人が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めながら指導に当たる。 保護者に対しては、正確な情報を迅速に伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。 <p>(いじめ解消の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導後に経過観察を行い、3か月間当該児童へのいじめが発生しておらず、本人やその保護者への面談等でいじめが無くなったことが確認できれば解消とする。 解消後も日常的に注意深く見守りを続ける。 <p>重大事態への対応</p> <p>(重大事態への対処)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの重大事態については、市の基本方針及び「岡山県いじめ問題対策基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月 文部科学省)」により適切に対応する。